

## 機関名:長崎地方法務局

### 概要

長崎県人権擁護委員連合会及び長崎地方法務局は、人権相談、人権侵犯事件の調査救済を行うとともに、各種啓発活動を実施する機関です。

法務大臣から委嘱を受けた県内199名の人権擁護委員と人権擁護事務を担当する職員の連携協力により業務を行っております。

### 業務(相談)内容

各種啓発活動の企画、立案、実地

常設人権相談所、特設人権相談所の開設

人権侵犯事件の調査及び被害者救済のための措置

### 利用方法

面接相談 月～金(8:30～17:15)予約不要

電話相談 月～金(8:30～17:15)予約不要

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

みんなの人権110番 0570-003-110

長崎地方法務局人権擁護課 095-826-8127

同諫早支局 0957-22-0475

同島原支局 0957-62-2513

同佐世保支局 0956-24-4850

同平戸支局 0950-22-2263

同壱岐支局 0920-47-0164

同五島支局 0959-72-2261

同対馬支局 0920-52-6463

\* 相談への対応は、人権擁護委員又は法務局職員が行います。